

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会教育長及び埼玉県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和八年十月九日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員	松 澤 正

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員 会	川口青陵 高等学校	令和8年6月26日 (第731号)	令和6年度に締結した「川口青陵高校給水設備改修工事」について、支出負担行為の決裁前に契約を締結していたことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約締結の決裁時に、「契約書の契約日は決裁日以降の日付となっているか」の確認欄を追加した財務に関するチェックシート（契約編）を活用して、決裁権者である校長のほか、事務長、事務担当者及び経理員が確認する体制を整えた。 2 毎月行う自己検査チェックリストの項目に「契約書の契約日は決裁日以降の日付となっているか」を追加し、決裁権者の校長のほか、事務長及び事務担当者が確認する体制を整えた。 3 立会人型電子契約による場合は、事務担当者が支出負担行為の決裁を確認した後に電子契約締結の手続を開始することを徹底することとした。 また、紙による場合は、公印管理者（事務長）が公印押印の際に「決裁済であること」だけでなく、「決裁日」と「契約日」の整合性を確認することとした。

警察本部	大宮東警察署	令和8年6月26日 (第731号)	令和6年度に締結した「大宮東警察署浄化槽清掃維持管理業務委託」について、契約変更に係る支出負担行為の決裁前に変更契約を締結していたことは不適切であった。	再発防止のため、関係職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした 1 契約担当者が財務研修（出納員研修ほか2件）を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 2 警察本部会計課が定期的に発出する「会計業務だより」において、今回発生した事例に関する注意点を掲載したことから、同資料を所属内関係職員と共有し、変更契約時の適切な事務処理について周知・徹底を図った。 3 11月に警察本部会計課が主催するチェック機能強化研修に財務事務の経験が浅い職員を参加させることにより、財務事務への知識向上を図ることとした。
------	--------	----------------------	--	---